平成２５年（フ）第４３１号
茨城県笠間市寺崎336番地
債務者　秋山　　忠
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４７４号
茨城県水戸市東野町467番地の１　県営東山アパート５棟101号
債務者　齋藤　千枝（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４７９号
茨城県笠間市鯉淵6655番地50　菊地住宅１号
債務者　山内百合子
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４８４号
茨城県東茨城郡大洗町五反田316番地　リバージュ202
債務者　大島　秀一
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第６２７号
神奈川県平塚市黒部丘12番39―２―201号
桃山コーポ、前住所神奈川県平塚市田村２丁目７番35―213号　サンシャイン平塚
債務者　力石　浩司
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５１０号
新潟市北区太夫浜新町２丁目28番５号　カルムメゾン102号、前住所新潟県阿賀野市百津町10番47号
債務者　長峰　佳宏
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８号
愛知県稲沢市朝府町７番２―405号
債務者　加藤　美鈴（旧姓長野）
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第９号
愛知県一宮市木曽川町門間字西大坪17番地２カペル201号
債務者　上坂　美香
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４８３号
鹿児島県鹿児島市甲突町24番１号　カーサヴェルデ901号
債務者　西之園知己
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
鹿児島県霧島市国分中央２丁目２番30―110号　ハイアット21中央110号
債務者　嘉陽　哲也
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
鹿児島県霧島市国分向花町３番52―３号
債務者　辻本　真美（旧姓嘉野）
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第８１６号
仙台市若林区成田町52番地　コーポ若園202
債務者　及川　淑江
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２号
仙台市宮城野区東仙台１丁目７番１―307号、従前の住所埼玉県新座市畑中３丁目７番18号
債務者　相良　一徳
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
茨城県高萩市大字高萩994番地　リーベ２―201
債務者　山本圭二郎
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第３号
茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地86
債務者　盛　　智
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第４号
茨城県日立市諏訪町１丁目15番70―202号
債務者　中山　貴之
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第４７３号
新潟市江南区元町３丁目４番33号、前住所新潟市江南区元町３丁目５番45号
債務者　中林　敏雄
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
新潟地方裁判所民事部